①　単体又は共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）については、建築一式の総合評点が1,500点以上であること。

②　共同企業体の代表構成員以外の構成員については、建築一式の総合評点が1,100点以上であること。

⑹　本工事に係る基本計画業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

①　上記の「基本計画業務の受託者」とは株式会社北海道ジェイアール・コンサルタンツである。

②　上記の「基本計画業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者若しくは代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

⑺　単体または、共同企業体の代表者及び構成員が申請書及び資料の提出の期限の日から開札の日までに、北海道旅客鉄道株式会社から指名停止等の措置を受けている者（同期間において、申請書及び資料の提出の期限以前に受けた選定回避等の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑻　申請書等に虚偽の事実を記載した者であると認められる者でないこと。

⑼　代表構成員等は次の施工実績を有すること。単体または、共同企業体の代表構成員として、平成16年度以降に元請として完成、引渡しを完了した、延床面積12,000㎡以上の鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事。

⑽　代表構成員等は次の設計実績を満たすこと。企業組織内に有する設計部門が、平成16年度以降に単体又は共同企業体の代表として設計を完了した、延床面積12,000㎡以上の鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事に係る詳細設計業務。

⑾　次に掲げる要件を満たす専任の監理技術者または、専任の主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に配置できること。

①　平成16年度以降に元請として完成、引渡しを完了した、延床面積12,000㎡以上の鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の工事現場で、監理技術者等または、それと実質的に同等以上の技術者として施工経験が同一現場において１年以上あり、かつ一級建築士または１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

なお、監理技術者については、監理技術者資格証を有する者であること。

②　配置予定の監理技術者等にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料が提出できること。

③　共同企業体での参加の場合は、各構成員毎に配置予定の技術者を記入すること。同種工事の経験については、共同企業体の代表者が有していること。

⑿　代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす設計管理主任技術者、意匠担当設計主任技術者、構造担当設計主任技術者、設備担当設計主任技術者及び工事監理者（以下「設計技術者」という。）を本工事の設計業務に配置すること。設計管理主任技術者と意匠担当設計主任技術者、工事監理者は兼務することができるが、設計管理主任技術者、意匠担当設計技術者、工事監理者と構造担当設計主任技術者、設備担当設計主任技術者は兼務できないこととする。

①　設計管理主任技術者

ア　平成16年度以降、延床面積12,000㎡以上の鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　一級建築士の資格を有する者であること。

②　意匠担当設計主任技術者

ア　平成16年度以降、鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　一級建築士の資格を有する者であること。

③　構造担当設計主任技術者

ア　平成16 年度以降、鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の構造設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

④　設備担当設計主任技術者

ア　平成16年度以降、鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の設備設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　設備設計一級建築士の資格を有する者であること。

⑤　工事監理者

ア　平成16年度以降、鉄道施設（停車場、車庫及び車両検査修繕施設）、研修所、事務所、学校、集合住宅または、それらの用途が面積の過半を占める複合用途施設の新築工事の工事監理業務を完了した実績を有する者であること。

イ　一級建築士の資格を有する者であること。

⒀　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

①　結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

②　構成員の数は２者ないし３者とする。

③　代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

④　代表構成員以外の構成員の出資比率は、構成員が２者の場合は30％以上、構成員が３者の場合は20％以上とする。

⑤　共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書を申請書等に添付し、提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、次の①～③のとおりとする。

①　次の項目について評価する。

ア　設計能力

イ　施工能力

ウ　工事全般の施工計画

②　本工事の施工体制を評価する。

③　技術提案を評価する。

⑵　総合評価の方法　詳細は入札説明書による。

⑶　落札者の決定方法

①　契約責任者等は、入札価格が予定価格以下である者の中から、評価値が最も高いものを落札予定者とする。

②　契約責任者等は、評価値が最も高い入札参加者が２以上あるときは、最低価格を提示したものを落札予定者とする。

なお、最低価格を提示した者が２以上あるときは、これらの者により抽選で落札予定者を決定する。

③　契約責任者は、前２項の定めにより決定した落札予定者について、工事費内訳書の科目毎の金額を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

なお、審査の結果、妥当性が認められない場合は次に評価値の高いものを落札予定者とし、同様の審査を行うものとする。

④　契約責任者は、入札価格から判断して、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、別途、当該入札参加者に照会を行い、入札価格の妥当性を評価するものとする。

⑤　入札に参加した全ての入札参加者が予定価格を超えた場合には再入札を行うこととする。

なお、入札回数は、再入札を含め２回を限度とする。